

公益社団法人日本口腔外科学会 北日本支部運営規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本口腔外科学会（以下「本学会」という。）定款第3条及び定款施行細則（以下「施行細則」という。）第1条に基づき、北日本支部（以下「本支部」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本支部は、口腔外科学に関する教育・研究・診療の推進と知識の普及を図り、もって北日本地方における住民の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学術集会及び研修会等の開催
- (2) 本支部道県内の関係学術団体及び口腔外科関連医療機関等との連絡及び提携
- (3) 口腔外科に関わる疾患の予防・診断・治療に関する社会的啓発活動
- (4) その他、本学会より負託された事業

第3章 会員

(会員)

第4条 本支部は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県の各道県内に勤務又は居住する本学会の会員をもって組織する。

第4章 役員

(役員の設置)

第5条 施行細則第4条第1項に基づき、本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部総務理事 1名
- (2) 支部学術集会会長 1名
- (3) 支部代議員 施行細則第19条で定められた定数
- (4) 医療連携部会長 各道県に1名

2 支部総務理事は、施行細則第4条第2項に基づき、本学会理事会（以下「理事会」という。）において委嘱され、本支部の会務を処理する。

3 支部学術集会会長（以下「会長」という。）は、支部代議員会において本支部代議員の中から選任する。

- (1) 会長は、支部学術集会（以下「学術集会」という。）を企画し、主宰する。
- (2) 会長の任期は、前年度学術集会終了の翌日から当該年度学術集会終了の日までとする。

4 支部代議員の選出は、施行細則第4章及び本学会代議員選挙及び補欠代議員選挙規則による。

- (1) 支部代議員は、支部代議員会を組織し、本支部の重要会務を審議する。

5 医療連携部会長の選任は、施行細則第3条第3項に基づき、各道県の代議員の互選による。

第5章 会議

(代議員会)

第6条 支部代議員会は年1回以上開催し、支部総務理事がこれを招集する。

- 2 支部代議員会の議長は、会長がこれにあたる。

- 3 支部代議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会長の選任
 - (2) 前年度の事業報告
 - (3) 次年度の事業計画
 - (4) その他、支部代議員会で必要と認めた事項
- 4 支部代議員会は、代議員以外の者を会議に出席させることができる。
(総会)

第7条 支部総会は、すべての本支部会員をもって構成する。

- 2 支部総務理事は、支部総会において会務報告を行う。
- 3 支部総会は年1回開催し、支部総務理事がこれを召集する。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

第6章 学術集会及び事業

(学術集会及びその他の事業)

第8条 本支部は、定款第5条の定めにより、毎年1回学術集会を開催する。

- 2 会長は、当該年度内において学術集会を企画し、主宰する。
- 3 学術集会において学術研究業績を発表することができる者は、本学会の会員及び国外の連携学会の会員に限る。
- 4 前条の定めにかかわらず、会長が適切と認めた者は、学術研究業績を発表することができる。ただし、会長は、学術集会のプログラム・抄録集の発行前に、発表者の氏名・所属・講演題目等を総務理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 5 会長は、学術集会の期間中、第3条の定めに基づく事業を併催することができる。
- 6 支部学術集会以外の事業を主催する支部会員は、当該事業の趣旨・企画内容等を総務理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7章 会計

(会計)

- 第9条 会長は、主宰した学術集会に係る収支について、本学会が定める様式に従い、「支部学術集会収支報告書」を作成し、総務理事に提出する。
- 2 前項の収支報告書に係る会計期間は、当該学術集会会長の任期内とする。ただし、会長は、会計期間内にあっても、本学会の事業年度末日における「支部学術集会収支中間報告書」を作成し、総務理事に提出する。
- 3 前条第6項の事業の主催者は、事業終了後速やかに、本学会が定める様式に従い、「支部事業収支報告書」を作成し、総務理事に提出しなければならない。
- 4 総務理事は、前各項の収支報告書等を本学会財務委員会委員長に提出する。

第8章 補則

(幹事)

第10条 総務理事は、支部幹事若干名を委嘱することができる。

(連絡所)

第11条 本支部は、連絡所を置くことができる。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、支部代議員会の議を経て、本学会理事会の承認を受けなければならない。

附則

この規則は、公益社団法人日本口腔外科学会の設立登記の日から施行する。